

他学科履修に関する要綱

学長決定

2024年7月10日

(目 的)

第1条 この要綱は、東京医療保健大学学部履修通則第2条第1項の規定に基づく医療人のリベラルアーツ教育において、学部若しくは学科を横断した学修が有意義であることに鑑み、本学の学部学生が他学科の開講する科目を履修（以下、他学科履修という）する際の手続きを定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語は、次によるものとする。

（1）開講学科：各授業科目のシラバスにおいて、その科目の履修対象とされている学科

（2）他 学 科：開講学部以外の学科（学部が異なる場合も含む、以下同じ）

（3）所属学科：他学科履修を行う学生が学籍を有する学科

(他学科履修の対象科目)

第3条 本学の学部学生は、学長が別に定めるリベラルアーツ科目の他学科履修を申し込むことができる。ただし、その科目を所属学科で履修できる状況にある場合は、所属学科で履修するように努めるものとする。

2 前項に関わらず、他学科履修を受け入れることに特段の支障があるものと開講学科の教授会において定め、その旨をシラバスに記載した科目についてはこの限りではない。

(他学科履修の登録手続き)

第4条 他学科履修の登録は、単位互換協定を有する他大学における特別履修と合わせて、1年間に10単位まで行うことができる。

2 前条第1項若しくは第2項による履修の申し込みをする学生は、開講学科の履修登録期間の最終日の前日（前日が窓口業務を行わない日の場合は前業務日まで、以下同じ）までに、所属学科を管轄する事務部を通じて行う。

3 前項の申し込みを受けた事務部は、速やかに当該開講学科を管轄する事務部にこれを通知するものとする。ただし次に掲げる場合、申し込みを受理しないことができる。

（1）所属学科の教授会であらかじめ定めた基準を下回る成績不振者等であって、所属学科の履修に専念させる必要がある場合

（2）申し込みの時点で期限が到来している授業料その他の学納金が納入されていない場合

4 開講学科を管轄する事務部は前項の通知に基づいて速やかに履修登録を行う。

5 本条第1項により履修し、修得した単位は、各学科において定める1年間等に履修登録できる単位数上限に含めない。

(他学科履修の成績評価)

第5条 他学科履修における成績評価及び単位認定の手続きは、開講学科が定め、その結果を所属学科に通知する。

- 2 所属学科における成績の取り扱いは、学長が別に定めるほか、所属学科の教授会において定める。

(他学科履修の費用)

第6条 第3条第1項による他学科履修を申し込み、その申し込みが受理された学生は、他学科履修費を納入しなければならない。

- 2 他学科履修費は、所属学科の学生が再履修する場合において納入すべき再履修費と同額とする。ただし、実習や実験等を伴う科目であって実費を要する場合、その実習や実験等に必要経費を賄うことができる額を別に定めるものとする。
- 3 開講学科を管轄する事務部は、他学科履修費が期日までに納入されなかった場合、その履修登録を取り消すことができる。
- 4 前項の他学科履修費は、当該クォーターもしくはセメスタに限って有効とし、履修を放棄した場合であっても返還しない。

(開講学科と所属学科の調整)

第7条 この要項に定める事項の他、他学科科目の履修に関して開講学科と所属学科間で調整を要する事項については、学長がこれを定める。

- 2 前項の調整は、全学教務委員会での審議もしくは協議を通じて行う。

附 則

この要綱は、2025年4月1日から施行する。ただし、施行日の前に試行的に行なう他学科履修については、この要綱に準じて取り扱う。